

庁内各局部長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁乙刑発第18号、乙官発第30号
乙生発第14号、乙交発第13号
乙備発第16号、乙情発第15号
平成16年10月25日
警察庁次長

組織犯罪対策要綱の制定について（依命通達）

現下の治安悪化の大きな要因として、暴力団による犯罪、薬物及び銃器に関する犯罪、来日外国人犯罪組織による犯罪等組織を背景とした犯罪の深刻化がある。

こうした情勢を踏まえ、従来異なる部門が行っていた暴力団対策、薬物銃器対策及び来日外国人犯罪対策を一体的に推進するとともに、国際刑事警察機構（ICPO）等の国際機関及び外国の関係機関との連絡を強化するため、本年4月、警察庁刑事局に組織犯罪対策部が設置された。

今後、全国警察が一体的に一層効果的な組織犯罪対策を推進するため、別添のとおり「組織犯罪対策要綱」を制定することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「けん銃摘発総合対策要綱の制定について」（平成4年8月27日付け警察庁乙保発第16号、乙官発第21号、乙務発第17号、乙刑発第13号、乙交発第15号、乙備発第12号、乙通発第5号）、「暴力団総合対策要綱の改正について」（平成6年11月1日付け警察庁乙刑発第12号、乙官発第34号、乙生発第4号、乙交発第13号、乙備発第16号）、「銃器対策の徹底強化について」（平成7年8月25日付け警察庁乙生発第15号、乙官発第30号、乙刑発第23号、乙交発第10号、乙備発第15号、乙情発第8号）、「組織化の進む来日外国人犯罪に係る対策の強化について」（平成9年1月24日付け警察庁乙官発第1号、乙生発第1号、乙刑発第1号、乙交発第1号、乙備発第1号、乙情発第1号）及び「薬物乱用防止対策要綱の全部改正について」（平成12年6月22日付け警察庁乙生発第11号、乙官発第23号、乙刑発第17号、乙交発第12号、乙備発第7号、乙情発第4号）は、廃止する。

命により通達する。

組織犯罪対策要綱

第1 要綱の目的

この要綱は、組織犯罪が近年の治安悪化の大きな要因となっていることにかんがみ、全国警察が一体的に犯罪組織の実態を的確に把握し、所要の対策を講じ、効果的な打撃を与えることにより、犯罪組織の弱体化及び壊滅を図り、もって市民生活の安全と平穩を確保するための必要な基本的事項を定めるものとする。

第2 組織犯罪対策の基本姿勢

組織犯罪対策を推進するに当たっては、全国警察が収集した犯罪組織に関する情報を集約し、及び分析するとともに、分析結果に基づく犯罪組織の弱体化及び壊滅に向けた統一的な戦略を立案した上で、当該戦略に基づき、全国警察が、犯罪組織に対し、厳しい対決姿勢を堅持し、一体的な取締りを実施することを基本姿勢とする。あわせて、悪質化し又は巧妙化する犯罪組織の戦略的な取締りを実施するに当たっては、不断に創意工夫を図り、効果的かつ適切な情報収集活動の推進、捜査手法の高度化、国民各層、関係機関、関係団体等との幅広い連携等に努めるものとする。

第3 組織犯罪対策を推進するための基盤整備

1 組織犯罪対策の推進体制の整備

各都道府県警察は、警視庁及び各道府県警察本部において、暴力団対策、薬物銃器対策及び国際組織犯罪対策を一元的に所掌する体制を整備するとともに、警察本部長等を長とし、関係部署が参加する「組織犯罪対策推進本部」等を設置し、組織犯罪対策部門を始めとする警察のすべての部門が緊密に連携し、組織犯罪対策を推進する。

あわせて、組織犯罪対策部及びその他の部門間における組織犯罪の捜査に係る調整が円滑に行われるようにするため、体制を整備し、また、犯罪組織に関する情報の効果的な集約及び分析、都道府県警察間の円滑な連絡調整等を図るため、適切な人材を配置し、その効果的な運用を図る。

2 専門的な技能を有する捜査員の育成

犯罪組織に関する情報の収集、集約及び分析の手法、組織犯罪対策情報管理システム等の先進的な情報技術の活用方法、組織犯罪の取締りに効果的な捜査手法の活用、外国人を対象とした犯罪捜査に必要な語学能力等について、実践的な教養を実施し、専門的な技能を有する捜査員を育成するとともに、捜査能力の向上を図る。

第4 組織犯罪に係る情報の収集、分析等

1 都道府県警察における情報の収集、分析等

(1) 情報の収集

各都道府県警察においては、すべての部門が緊密に連携し、次の情報を収集する。

ア 犯罪組織の実態に関する情報

イ 組織犯罪の検挙に資する情報

ウ ア及びイに掲げるもののほか、組織犯罪対策を効果的に推進するため必要な情報

(2) 情報の分析等

各都道府県警察の組織犯罪対策部門は、(1)により収集した情報を集約するとともに、集約した情報について、所要の分析を行い、その分析結果を関係部署へ適切に還元する。

(3) 国内関係機関等との情報交換

各都道府県警察においては、情報の収集、集約及び分析に当たり、国内関係機関等との情報交換を強化する。

(4) 効果的かつ適切な情報収集活動の推進

(略)

2 警察庁における情報の分析等

(1) 警察庁への報告

警察庁は、各都道府県警察の組織犯罪対策部門に対し、次の情報の報告を求める。

ア 組織犯罪に係る全国的な取締り戦略の立案に資するため必要な情報

イ 組織犯罪対策に係る各都道府県警察の間の調整に資するため必要な情報

ウ ア及びイに掲げるもののほか、警察庁において組織犯罪対策に資するため必要な情報

(2) 情報の分析等

警察庁は、各都道府県警察から報告を受けた情報を集約するとともに、所要の分析を行い、分析結果を関係都道府県警察に適切に還元する。また、警察庁は国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）等の国際機関及び外国の関係機関との積極的な情報交換を強化する。

3 警察情報管理システムの活用等

犯罪組織に関する情報の集約、報告、分析及び還元にあたっては、警察情報管理システムを積極的に活用する。

なお、各都道府県警察の組織犯罪対策部門は、情報通信技術を活用するにあたって、情報通信部門（東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部及び府県情報通信部をいう。）との緊密な連携を図る。

第5 戦略的な組織犯罪の取締りの推進

1 統一的な取締り戦略の策定と取締り戦略に基づく取締りの実施

警察庁においては、第4の2(2)による分析結果に基づいて、全国的な組織犯罪の取締りのため、取締りの重点とする犯罪組織、活用すべき捜査手法等を定めた統一的な取締り戦略を策定する。この取締り戦略の

下、各都道府県警察においては、各都道府県警察に係る組織犯罪に関する情報の分析結果に基づきそれぞれの取締り戦略を策定し、これに基づき重点を定めて集中的かつ計画的に取締りを実施する。

2 各都道府県警察間の連携

統一的な取締り戦略に基づく組織犯罪の取締りの円滑かつ効果的な実行を図るため、各都道府県警察は相互に、かつ、緊密に情報交換を行うとともに、他の都道府県警察との合同・共同捜査等の捜査共助を積極的に推進する。

3 関係機関、関係団体等との連携

統一的な取締り戦略に基づく組織犯罪の取締りに当たっては、各都道府県警察は、情報提供、指導、広報啓発活動等による関係団体等からの協力の確保に努めるとともに、事件検挙のみならず、他の各種行政施策の推進に当たっても、関係機関の権限の発動を促すなど、緊密な連携に努める。

4 国民の理解と協力の確保

あらゆる機会を通じて、組織犯罪の実態、組織犯罪に対する警察の取り組み姿勢等に関する積極的かつ効果的な広報を実施し、組織犯罪対策への国民の理解と協力の確保に努める。

第6 組織犯罪対策に有効な捜査手法の積極的活用

各都道府県警察においては、犯罪組織の資金源を遮断する事件等犯罪組織の中枢に打撃を与える取締りを推進するため、各種法令の多角的活用を図り、装備資機材の整備及び運用を推進するとともに、次の点に留意する。

1 組織犯罪の取締りに有効な捜査手法の積極的活用

通常の見守り手法のみにとらわれることなく、コントロールド・デリバリー、譲受け捜査、通信傍受等の組織犯罪の取締りに有効な捜査手法を積極的に活用する。

2 疑わしい取引に関する情報の積極的活用

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第56条の規定により金融庁長官から提供された情報について、警察庁刑事局組織犯罪対策部及び各都道府県警察において所要の分析を行い、組織犯罪の捜査に積極的に活用する。

3 犯罪収益等に着眼した取締りの推進

組織的犯罪処罰法第9条、第10条若しくは第11条又は国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）第6条若しくは第7条に規定する不法収益等、犯罪収益等又は薬物犯罪収益等に係る犯罪の検挙に努める。

また、各種犯罪の捜査において、組織的犯罪処罰法第13条若しくは第16条又は麻薬特例法第11条若しくは第13条の規定による犯罪収益等又は薬物犯罪収益等の没収又は追徴が適切に行われるよう証拠の収集に努め

るとともに、組織的犯罪処罰法第23条第1項又は麻薬特例法第19条第3項の規定による没収保全命令の請求を積極的に行う。

4 組織犯罪に対する加重処罰規定の積極的活用

組織的犯罪処罰法第3条若しくは第7条又は麻薬特例法第5条の規定に基づき、組織犯罪に対して適正な刑罰が科されるよう、所要の捜査に努める。

5 搜索・差押えの徹底

(略)

第7 組織犯罪対策の重点

1 暴力団対策の推進

(1) 実態解明

ア 実態解明の推進

暴力団対策においては、次に掲げる者（以下「暴力団・暴力団関係企業・暴力団員等」という。）の活動実態、組織の運営方法及び資金獲得活動の実態を始め、他の暴力団や国際犯罪組織等との人的又は資金的つながり、対立・友誼関係等その組織実態の全般について実態解明を行う。

(ア) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下「準構成員」という。）

(エ) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ。）

(オ) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ。）

(カ) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ。）

(キ) 特殊知能暴力集団等（(ア)から(カ)に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。以

下同じ。)

イ 指定資料の確実な整備

各都道府県警察は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）に基づく暴力団の指定が適切に行われるよう、指定に必要な資料を確実に整備する。

(2) 暴力団に対する取締り

ア 資金獲得活動に打撃を与える取締り

(略)

イ 人的資源に打撃を与える取締り

(略)

(3) 暴力団関係企業等に対する取締り

(略)

(4) 暴力団排除活動

ア 暴力団排除活動の配意事項

暴力団排除活動は、一般的な世論の喚起にとどまることなく、暴力団・暴力団関係企業・暴力団員等の組織又は活動に打撃を与えるよう、特定の職域や地域を対象として個別的かつ具体的に行うとともに、取締りと有機的に連動させて行う。

また、暴力団排除活動を推進するとともに、国民を暴力団員等（暴力団員、準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等をいう。以下同じ。）による違法又は不当な行為から守るため、合理的な範囲内において、警察の保有する暴力団に係る情報の適正かつ積極的な提供を行う。

イ 関係機関と連携した資金獲得活動の封圧

あらゆる警察活動を通じて収集した資料に基づいて、営業許可、公共事業の発注等に関係する行政機関の権限の発動を促し、暴力団関係企業を許可等に係る営業、公共事業等から排除する。

また、関係機関と連携して、公的給付及び公益事業に係る暴力団員等による違法又は不当な行為を防止するとともに、公共施設、公営競技及び露天営業から暴力団・暴力団関係企業・暴力団員等を排除する。

ウ 職域及び地域における暴力団排除活動に対する支援

暴力団員等による不当要求を受けやすい風俗営業、性風俗関連特殊営業等及び建設業等の営業所に対する暴排ローラー（当該営業所を個別的かつ網羅的に訪問して行う実態把握活動をいう。）を実施することにより、暴力団員等による潜在する不当要求事案を掘り起こし、その拒絶を促すなど、職域及び地域における暴力団排除活動に対する適切な支援を行う。

また、関係機関等と連携し、地域住民による暴力団排除活動の指導及び支援を行うことなどにより、暴力団事務所の撤去及び進出阻止並びに義理かけ行事の阻止を図る。

エ 行政機関等及び企業に対する違法又は不当な行為の排除

暴力団員等が、不正な利益を得る目的で、地方公共団体等の行政機関等又は企業(その職員を含む。)を対象として行う違法又は不当な行為を排除するため、都道府県暴力追放運動推進センター(以下「都道府県センター」という。)や弁護士会と連携し、行政機関等、企業、業界団体及び企業防衛組織等との連絡体制の確立、職員に対する責任者講習の実施及び適時適切な支援措置等の対策を講じる。

オ 暴力団の組織拡大の防圧

暴力団の組織拡大を防圧するため、少年に対する加入強要、暴力団員の脱退妨害等に対する暴力団対策法による命令の発出等の措置を講じる。

(5) 暴力団被害の防止及び被害者への支援

ア 国民の立場に立った暴力相談の実施及び相談への適切な対応

暴力団員等による違法又は不当な行為の被害者等が相談しやすい環境を確保するとともに、相談の内容に応じ、事件検挙、暴力団対策法による命令の発出又は暴力的要求行為等の相手方に対する援助の措置を行うように努める。警察としての対応が困難であると思われる事案についての暴力相談であっても、被害者等の意向の正確な把握に努めた上で、被害者等に対して暴力団員等への対応要領の教示を行うほか、民事上の措置がとられるよう都道府県センターや弁護士会に引き継ぐなどにより、被害の未然防止と被害者等の保護及び救済を図る。

イ 民事訴訟支援

暴力団犯罪の被害者等の被害回復を図るため、都道府県センターや弁護士会と連携し、暴力団員等を相手方とする損害賠償請求訴訟、事務所撤去訴訟及び街宣禁止の仮処分を求める訴訟等に対する支援に努める。

ウ 保護対策

暴力団犯罪等の被害者、暴力団排除活動に従事する者等に対する危害行為を防圧するため、暴力団・暴力団関係企業・暴力団員等の動向を十分に把握し、的確な保護対策を実施する。

2 薬物対策の推進

(1) 薬物対策の重点

ア 供給の遮断

(ア) 供給源対策の推進

薬物の密造地及び仕出地である国や地域における密造関連情報の収集を行うなど、国際刑事警察機構(ＩＣＰＯ)等の国際機関及び外国の関係機関との連携を強化し、我が国への薬物の供給を遮断する。

(イ) 密輸入事犯取締りの強化

薬物の密輸入関係者の行動特性、搬入方法等に関する情報収集を強化して密輸入の実態解明に努め、国内外の関係機関等との連

携の下に、水際検挙の徹底を図る。

(ウ) 密売事犯取締りの強化

薬物の密売組織全体の壊滅を目標として、密売網の全容解明に努め、その徹底検挙を図る。

イ 需要の根絶

薬物の需要が薬物犯罪組織の維持及び拡大を支え、また、薬物乱用が社会的に悪影響をもたらすことから、薬物の需要を根絶し、かつ、薬物乱用を拒絶する規範意識を形成し及び維持するため、末端乱用者の徹底検挙を図る。

ウ 薬物乱用を拒絶する社会の形成

市民生活において薬物乱用を拒絶する規範意識が確立された社会の形成を推進し、国民一人一人が薬物の有害性及び危険性に関する正しい知識を有し、かつ、薬物乱用を許さないという確固たる意志をもつよう努めるとともに、国民からの薬物に関する情報提供等の捜査協力の確保を図る。

(2) 薬物組織犯罪対策の推進

ア 薬物犯罪組織の実態解明等

(略)

イ 組織犯罪に対応する捜査手法等の積極的な活用

(略)

ウ 末端乱用者の取締りの徹底

(略)

エ 薬物事犯の取締り体制の強化

(略)

(3) 国際協力の推進

ア 国際的な捜査協力の推進

国際的な薬物犯罪組織を壊滅するため、国際情報収集体制等を整備し、警察庁を通じ、外国の関係機関との緊密な情報交換を行い、国際的な捜査協力を推進する。

イ 薬物の密造地又は仕出地となっている国に対する技術協力の実施

薬物の供給の遮断と需要の根絶に国際的な貢献をするため、海外協力体制を整備し、薬物の密造地又は仕出地となっている国の取締り能力向上のための技術協力を推進する。

ウ 国際機関との連携

国際的な捜査協力及び技術協力を推進するため、警察庁を通じ、外国の関係機関との協力に加え、国際刑事警察機構(I C P O)、国連薬物犯罪オフィス(U N O D C)等の国際機関との連携を図る。

(4) 関係機関及び関係団体等との協力関係の強化

薬物の密輸入等に関する情報収集及び取締りを推進するため、税関、入国管理局、海上保安庁等の関係機関及び航空事業者、港湾関係者等の関係団体等との協力を強化する。また、青少年等に対する薬物乱用防止に関する教育の推進を図るため、都道府県教育委員会等の関係機

関との協力を強化するとともに、薬物乱用防止活動等の推進を図るため、都道府県薬務主管部局等の関係機関との協力を強化する。

(5) 薬物乱用防止のための取組みの強化

関係機関との連携を強化して、青少年に対する薬物乱用防止教育を強化するなど薬物乱用防止活動を推進するほか、民間団体と連携しつつ、マスメディア、インターネット、広報誌等の様々な媒体、地域、学校等における各種行事等の機会を活用するなどして、薬物乱用防止のための広報啓発活動を積極的に推進する。

また、薬物乱用防止のための相談を受け付けるため、薬物乱用防止に関する相談員の設置、相談電話の活用等を図る。

3 銃器対策の推進

(1) 銃器対策の重点

ア 犯罪組織の壊滅に向けた銃器摘発の強化

暴力団等の犯罪組織が組織的に管理し又は隠匿している銃器の摘発を強化し、犯罪組織から武器をはく奪するとともに、組織の中核の検挙に向けた突き上げ捜査を徹底し、犯罪組織の壊滅を図る。

イ 供給の遮断

(ア) 国外からの供給の遮断

銃器の不正取引に関する情報収集及び国内外の関係機関等との連携を強化し、水際における密輸事犯の摘発を徹底するとともに、銃器の密輸ルートを解明し、国外からの銃器の供給を遮断する。

(イ) 国内における供給の遮断

銃器の不正取引に関する情報収集及び国内外の関係機関等との連携を強化し、銃器の密売事犯及び密造事犯の摘発を徹底するとともに、これに関与する犯罪組織等及び密売ルートの解明に努め、国内における銃器の供給を遮断する。

ウ 一般社会への違法銃器の拡散防止

違法銃器を許さない社会の形成を推進し、国民一人一人が銃器の危険性及び反社会性に関する正しい知識を有し、かつ、違法銃器及び銃器使用に係る犯罪を許さないという確固たる意志をもつよう努めるとともに、国民からの銃器に関する情報提供等の捜査協力の確保を図る。

(2) 銃器摘発の強化

ア 犯罪組織による銃器の管理、隠匿等の実態解明等

(略)

イ 組織犯罪に対応する捜査手法等の積極的な活用

(略)

ウ 国際的な捜査協力の推進

(略)

エ 銃器事犯の取締り体制の強化

(略)

(3) 関係機関及び関係団体等との協力関係の強化

銃器の密輸入等に関する情報収集及び取締りを推進するため、税関、入国管理局、海上保安庁等の関係機関及び航空事業者、港湾関係者等の関係団体等との協力を強化する。

(4) 違法銃器根絶のための取組みの強化

民間団体と連携しつつ、キャンペーンを実施するほか、マスメディア、インターネット、広報誌等の様々な媒体、地域、学校等における各種行事等の機会を活用するなどして、違法銃器根絶のための広報啓発活動を積極的に推進する。

また、市民生活の安全に脅威を与える銃器使用に係る犯罪を防止するため、一般社会への違法銃器の拡散を念頭に置いた取締りを強化する。

4 国際組織犯罪対策の推進

(1) 実態解明及び取締りの強化

国際組織犯罪対策においては、国際犯罪組織の活動実態、組織の運営方法及び資金獲得活動の実態を始め、他の国際犯罪組織や暴力団等との人的又は資金的つながり、対立・友誼関係等その組織実態の全般について実態解明を行うとともに、組織の基盤に打撃を与えるよう、組織実態に即した効果的な取締りを重点を定めて行う。

また、不法滞在、不法就労その他の来日外国人犯罪等の捜査に当たっては、国際犯罪組織の実態解明に資するため、個別事案の捜査はもとより、国際犯罪組織、暴力団その他の犯罪組織との関係を視野に入れた捜査を徹底する。

特に、多くの不法滞在者の存在が国際組織犯罪等の発生につながることから、入国管理局との連携により不法滞在者の摘発を推進し、不法入国、不法滞在又は不法就労を助長する犯罪を積極的に検挙するとともに、これらの犯罪に関与する密航請負組織、地下銀行、偽造ブローカー、就労あっせんブローカーその他の不法入国、不法滞在又は不法就労を助長する犯罪組織の実態解明に配意する。

(2) 国際的な捜査協力の推進

外国の関係機関等に対する捜査協力の依頼については、警察庁を通じて積極的に行う。

特に、国外逃亡のおそれがある被疑者については、迅速かつ的確な国際海空港手配等により、その国外逃亡を阻止するとともに、警察庁を通じて迅速に外国の関係機関等に対して所在捜査を依頼するなどにより、その追跡を徹底する。

また、外国の関係機関等からの捜査協力の依頼についても、相互主義の観点から、誠実かつ迅速に対応する。

(3) 不法滞在及び不法就労防止のための指導啓発活動の推進

外国人を雇用し又は雇用することが予想される企業等に対して、不法就労を防止するための気運の醸成を図るとともに、外国人労働者の適正な管理を促すよう、不法就労防止協議会、風俗環境浄化協会その他の関係団体等と連携し、不法滞在及び不法就労防止のための指導啓

発活動を効果的に推進する。

第8 表彰
(略)